

京 都 大 学 高 等 研 究 院 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(特別教授)</p> <p>第7条 総長は、本学の教員のうち、国際的に極めて顕著な功績等があり、本学の研究教育の発展に貢献すると認められる者を、特別教授に任命することができる。</p> <p>2 特別教授に関し必要な事項は、<u>研究担当</u>の理事が定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(特別教授)</p> <p>第7条 総長は、本学の<u>理事又は教員</u>のうち、国際的に極めて顕著な功績等があり、本学の研究教育の発展に貢献すると認められる者を、特別教授に任命することができる。</p> <p>2 特別教授に関し必要な事項は、<u>研究推進担当</u>の理事が定める。</p> <p>附 則 (令和6年達示第11号)</p> <p>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>